

公共施設の使用料の見直しについて

恵那市をとりまく状況は、人口減少や少子高齢化が急激に進むことによる税収減や普通交付税の縮小により、今後、非常に厳しい財政状況に直面することが予想されます。

当市では、平成22年12月に「公の施設の使用料の考え方に係る指針」を策定し、3年ごとに、統一的な基準に基づいた料金の見直しを行ってきました。

本年度は、前回の見直しから3年目に当たるため、現在の情勢に適応した使用料の見直しの検討を行い、来年度からの改正を目指しています。また、消費税率10%への引上げ分についても、今回の見直しと同時に、適正に使用料への転嫁を行います。

公共施設を利用する人と利用しない人（できない人）との負担の公平性を確保し、いつまでも皆さんに親しまれる施設を維持運営できるよう、使用料の見直しを行います。

課題です…

- ① 施設コストを配慮した料金設定 ② 近隣市との料金格差
- ③ 市外利用者の料金の取扱 ④ 減免の取扱



今回の見直し方針

(1) 施設の維持管理経費（原価）に見合った使用料と公共料金としての妥当性

前回の見直しでは、現行使用料の2倍を超えない範囲で維持管理経費（原価）を考慮した見直しを行いました。しかしながら、当市の使用料は原価に基づき算定した料金や近隣他市の料金より依然低い状況となっています。

今回の見直しでも、「公の施設の使用料の考え方に係る指針」に基づき、原価に見合った料金の算定を行います。ただし、公共料金としての妥当性（近隣市との料金比較）を考慮し、新料金は現行使用料の1.5倍を超えない範囲で設定します。（税抜比較）また、市民以外の使用についても見直しを図ります。

改正の
ポイント

案：使用料→現行使用料の1.5倍（例：200円→300円）を目処とする。
市外料金は施設によって市内料金の2倍以上を検討（火葬場等）。

(2) 減免制度の限定

使用料の減免は、あくまでも政策的で特例的な措置であるため、受益と負担の公平性を十分考慮し、公共性や負担能力等から真にやむを得ないものに限定します。

現在把握している問題として、全額（使用料と附属設備利用料）減免団体による過度な利用により、一般利用者の利用が制限される場合があります。

改正の
ポイント

案：全額減免→冷暖房、照明などの附属設備利用料について徴収を検討。

対 象 施 設

市が所管する426の公共施設のうち、図書館など使用料を徴収できない施設等を除いた約170の施設を対象とします。

なお、対象施設のうち維持管理等の状況により、以下のグループに分けます。

- ① 今回見直しを行うもの
- ② 担当課で個別に対応するもの
(例) 火葬場使用料など広域的に検討が必要なもの、別途詳細な調査が必要なもの
- ③ 見直しを見送るもの
(例) 廃止や譲渡予定の施設、使用料の設定がない施設

使用料の算定方式

$$\text{使用料} = \text{原 価} \times \text{受益者負担割合}$$

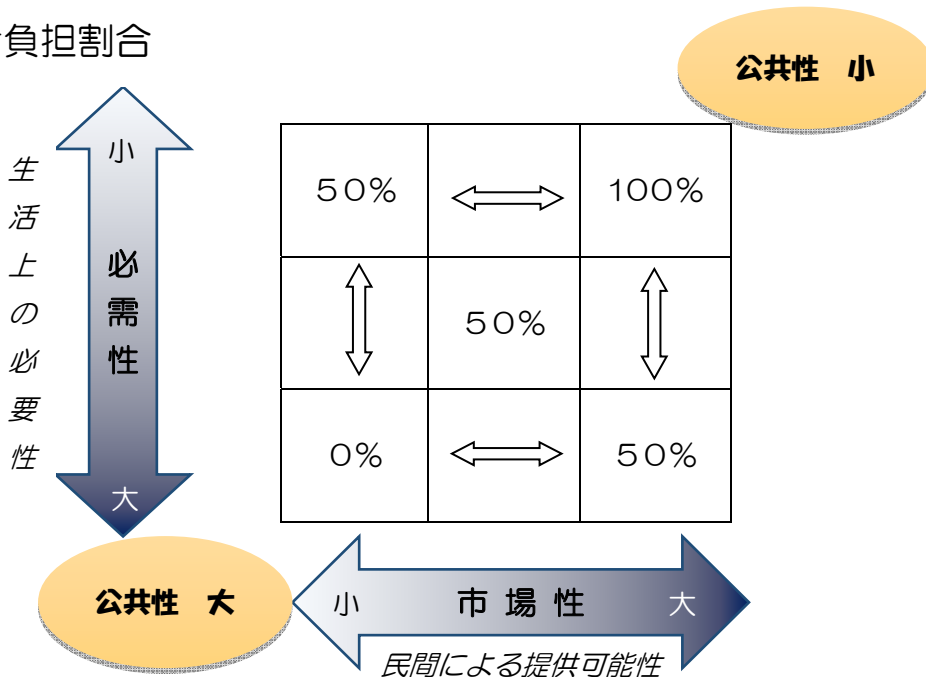
■原 価

施設の維持管理費等に要する「物にかかる費用」と「人にかかる費用」を原価として算定します。

「物にかかる費用」…光熱水費、保険料、維持修繕費、保守点検委託料、減価償却費等

「人にかかる費用」…施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員に要する費用

■受益者負担割合



【見直し案一例】

施 設	利用区分	現行使用料 ※ (1 時間当り)	原 価 (維持管理経費)	受益者 負担割合	原価に基づ き算定した 使用料	新料金 (案)
社会教育施設	会議室	200 円	1,880 円	50%	940 円	300 円
スポーツ施設	体育館	200 円	1,500 円	50%	750 円	300 円

新たな減免制度（案）

施設の適切な運用と、受益と負担の公平性を重視し、冷暖房、照明などの附属設備利用料について実費徴収を検討します。

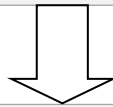
《現行》 抜粋

■使用料【免除】 ・ 附属設備使用料【免除】

- ア) 市が主催するとき
- イ) 地域自治区など行政を補完する団体が使用するとき
- ウ) 18歳以下の団体が使用するとき
- エ) 75歳以上の団体が使用するとき
- オ) 障害者手帳を持つ方が使用するとき

■使用料【5割減額】 ・ 附属設備使用料【減額なし】

- ア) 国県が主催するとき
- イ) 市が共催・後援するとき
- ウ) 公共的な活動を行っている団体が使用するとき
- エ) 市・地域自治区が推進する「市民三学のまちづくり」や「健幸のまちづくり」への取組みに使用するとき



《改正案》 抜粋

■使用料【免除】 ・ 附属設備使用料【免除】

- ア) 市が主催するとき
- イ) 地域自治区など行政を補完する団体が使用するとき
- ウ) 障害者手帳を持つ方が使用するとき

■使用料【免除】 ・ 附属設備使用料【5割減額】

- ア) 18歳以下の団体が使用するとき
- イ) 75歳以上の団体が使用するとき

■使用料【5割減額】 ・ 附属設備使用料【減額なし】

- ア) 国県が主催するとき
- イ) 市が共催・後援するとき
- ウ) 公共的な活動を行っている団体が使用するとき
- エ) 市・地域自治区が推進する「市民三学のまちづくり」や「健幸のまちづくり」への取組みに使用するとき

今後の進め方

説明

- 市議会への説明
- 地域自治区会長への説明
- 各種団体への説明
- 「広報えな 10月1日号」にて方針案を掲載し、意見（パブリックコメント）を募集

審議

- 恵那市行財政改革審議会での審議
- 12月議会に条例改正議案の提出

周知

- 令和2年1月～3月（広報えな等）

実施日

- 令和2年4月から新料金の開始



恵那市役所 総務部 財務課

電話 0573-26-2111（代表）

FAX 0573-25-6150

E-mail zaisei@city.ena.lg.jp